

トピック

上告審の弁護活動について

刑事弁護委員会副委員長 大橋 君平 (55期)

刑訴法は、上告理由を憲法違反と判例違反にかぎっていますので(405条)、刑事上告審は法律審であるというのが法の建前といえます。

しかしながら、刑訴法は、具体的事件の救済のため、上告理由がない場合でも、控訴審判決に事実認定の誤りや量刑判断の誤りがあるときは、上告審裁判所は控訴審判決を職権で破棄することができることも定めています(411条)。

これはあくまで「職権」による破棄ですので、上告審裁判所には、411条各号所定の事由の有無について調査しなければならない義務があるわけではありません。

とはいえ、そのことは、上告審弁護人が、411条各号所定の事由について何の主張もしなくてよい、ということの意味するものではありません。最高裁判所は、平成21年の1年間で、7件の破棄判決を言い渡しましたが、うち6件が被告人に有利な方向での411条による職権破棄です。上告審弁護人が、自らが弁護している被告人の救済を求めて、上告審裁判所の職権発動を促す内容の上告趣意書等を作成・提出しなければ、このような結果が得られることは考えられません。

そうすると、上告審弁護人として最善努力義務を果たすにあたって、「上告審は法律審である」ということから、「上告審弁護人は接見に赴かずともよい」「上告理由について被告人と打ち合わせずともよい」という一般論を導き出すわけにはいきません。上告審弁護人が事実関係を十分に調査すべき事案がありうるからです。

もっとも、上告審が411条により控訴審判決を破棄できるのは、411条各号所定の事由があり、かつ、控訴審判決を破棄しなければ著しく正義に反すると認めるときに限られており(「著反正義」といわれま

す)、きわめて高いハードルがあります。実際、上告審での破棄事例は、事実誤認であれば、主要な訴因について全部無罪とすべき(またはその疑いがある)場合が大半、量刑不当であれば、死刑/無期懲役、実刑/執行猶予の境界を分ける場合が大半で、しかも、全事件中に占める破棄事例の割合はきわめて少ないものとなっています。

また、東京高裁以外の高裁で控訴審の審理を行った事件については、被告人は当該高裁所在地の管轄の拘留所に収容されたまま、東京拘留所には移送されません。ところが上告審の国選弁護人は原則として東京三会の弁護士の中から選任されます。

このような事情を考えますと、上告審弁護人、特に、原則として東京三会の弁護士の中から選任される国選弁護人は、どんな事件についても必ず被告人に接見しなければならないとまでは言うことができないのも確かです。あくまで事情次第ではありますが、被告人の意思・言い分を確認する手段として、接見することなく、手紙の受発信による方法でも足りる場合も十分に考えられます。

ただ、被告人に対して、直接の意思確認を全く行わずに、訴訟記録のみから被告人の意思を汲み取るということは、原則としては許されません。これが許されるのは、何らかの事情によって、被告人がその意思を表明できない(表明しない)場合に限りされると考えられます。

また、接見に赴かず、手紙のみでやり取りを行う場合には、被告人に上告審の手続について説明することや、どのような内容の上告趣意書を提出したか被告人に報告することについて、十分に気を配る必要があります。

このような点に注意すれば、上告事件の弁護活動を適正に行うことができるものと思います。

両親との絆が勝ち取った観護措置取消

会員 空野 美穂子 (62期)

1 事案

本件は、大学生であるA君が、別の万引き事件で自宅謹慎中に、更に万引きをして、少年鑑別所に収容された事案である。

2 少年との面会

私にとって初めての少年事件であった。少年事件で最も重要なのは少年とこまめに会うことだとの先輩からのアドバイスを胸に、年末の受任時以来、ほぼ毎日、少年鑑別所に通って面会を重ねた。

A君は、当初、自分の処分結果のことばかりが気になり、事件を起こした原因や今後の生き方を考える余裕があまりないようであった。

それでも急かさず、A君のペースで、A君の生活状況等について話をした。

3 急な展開とA君の変化

まもなく、A君自身が年始早々に大学に行き、奨学金の受給継続手続きをしなければならないことになった。A君は、両親等からの経済的援助を受けられる状況ではなかったため、引き続き在学するためには、この手続きをする必要があった。また、進級のためには、A君の収容中に実施される定期試験の再試験を受けなければならなかった。

A君は、青年海外協力隊員として海外で働く夢を持ち、親からの経済的援助を受けられない環境ながら、自らの努力で大学に入った。そんな思いをもって入った大学に通い続けたいと訴えた。

そこで、観護措置取消しの申立てをすることにした。

年末に申立書を起案し、先輩に添削してもらい、1月3日に申立書を完成させた。「青年海外協力隊員として働く夢をもって、大学進学を決めた少年に、引き続き学ぶ機会を確保することが少年の更生に不可欠だ」等と記載した。

そして、翌日、家裁の担当部に、先輩弁護士と2人

で向かった。

担当調査官と面会し、事情を説明した。すると、担当調査官から、「A君は、鑑別所でがんばっている」と聞いている。」との情報が得られた。

私は、その足で、少年鑑別所に向かった。

すると、その日は、それまでのA君とは違い、自分から、本件の原因やその対策について話してくれた。A君は、誰とも面会できない孤独な年末年始を経て、両親が自分にかけてくれている愛情の深さを痛感したようであった。A君の両親は、共働きで、あまり面会に来られないようであったが、その代わりに両親から合わせて7通の手紙が届いたという。

私がA君に対し、今後再び万引きの誘惑があったときに、何が歯止めになると思うかと聞いたところ、A君は、「親だと思ふ。これ以上心配をかけたくないから。」と言った。

その後、1月5日に、職権取消決定が出された。

4 感じたこと、学んだこと

年明け、A君に変化がみられたのは、彼の両親の彼に対する深い愛情とそれに気づくことのできた彼の心によるものだと思う。

振り返ると、付添人として自分が行ったことは、何も特別なことではなかったことに気付く。A君が心を静めて、被害者が被った被害や事件の原因をとことん考え、彼が内省を深めるきっかけを作ったにすぎない。

ただ、そのために、労を厭わず足を動かすことの大切さ、そして、面会室で、少年と交わすひとつひとつの会話の重みを今回学んだ。

5 最後に

A君が、自由になれたことは、大変喜ばしいが、あくまで、真の目標は、彼が更に内省を深め、確実に更生することである。引き続き、気を引き締めて、がんばり、審判に臨みたい。